

【故障安心サービス（U）規約】

当社は、以下の故障安心サービス（U）規約（以下「本規約」といいます）に従い、当社の U-mobile* E サービス契約約款（以下「契約約款」といいます）の利用者に対して、当社が指定する端末等の故障等の際に以下の内容の保証するサービス（以下「故障安心サービス（U）」といいます）を提供します。

第 1 条

本規約に定める規定はすべて契約約款に準じるものとし、本規約に記載されていない内容で特段の規定がないものについては契約約款に記載されている内容によるものとします。

また契約約款と本規約の内容が異なる場合には、本規約の内容が優先して適用されるものとします。

1. 当社は事前の予告なく本規約の内容を変更する事があります。
2. 変更後の規約は、当社ホームページにおいて掲示された時点より、効力を生じるものとします。

第 2 条

故障安心サービス（U）は利用回線ごとに提供します。

第 3 条

故障安心サービス（U）の適用対象は、現に利用者回線に接続している対象端末であって、利用者が当社より正規に提供されたものに限ります。

1. 故障安心サービス（U）やその他当社が提供するアフターサービス等により、対象端末が変更又は交換された場合、その変更又は交換後の端末を対象端末とします。

第 4 条

故障安心サービス（U）の適用範囲となる対象端末の故障等（以下「故障等」といいます）は以下に定めるとおりとします。

1. 対象端末の紛失、盗難
2. 対象端末の自然故障
3. 火災による焼失や水漏れ、その他未然に防ぐことが困難な偶発的な事故による対象移動機的全損又は一部の破損

第 5 条

利用者が故障安心サービス（U）の申し込みを行うときは当社所定の手続きにより、通信契約の申し込みと同時に申し込むものとします。

第 6 条

当社は故障安心サービス（U）の申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。但し、当社は当社の業務の遂行上支障があるとき、その順序を変更する場合があります。

1. 前項の規定に関わらず、次の場合には故障安心サービス（U）の申し込みを承諾しないことがあります。

- ・ 当社の業務遂行上、著しい支障があるとき
 - ・ 申込者が当社への債務の弁済の履行を現に怠り、もしくは怠るおそれがあるとき
 - ・ 契約者が申込時に虚偽の内容にて申し込みを行ったとき
 - ・ 対象端末の主たる利用者が利用者本人ではないとき
 - ・ その他、故障安心サービス（U）の提供が不適切と当社が判断したとき
2. 当社は故障安心サービス（U）申込成立後であっても、利用者が前項各号の一に該当する事が判明した場合には、故障安心サービス（U）契約を解除することができます。

第 7 条

本規約の成立は、本規約第 5 条に基づく申し込みに対し、当社所定の手続きを得たうえ、当社がその申し込みを承諾したユーザー登録が完了したときに成立します。

但し、本サービスの申し込みと同時又は事前に申し込まれる契約約款による契約が成立しない場合、故障安心サービス（U）の契約も成立しないものとします。

第 8 条

契約者が故障安心サービス（U）の解約を希望する場合は、当社所定の方法にて申し出ることとし、手続きが完了した時点で故障安心サービス（U）の解約を承諾するものとします。

1. 契約約款に基づき通信契約が解除された場合は、故障安心サービス（U）の契約も解除されるものとします。
2. 別表 1 に定めるサービスの提供を受ける回数が著しく多い場合は、故障安心サービス（U）の継続ができない場合があります。

第 9 条

故障安心サービス（U）の適用期間は、利用者より故障安心サービス（U）の申し込みを受け、当社がそれを承諾した日から本規約の規定に基づき故障安心サービス（U）の契約が終了する日までとします。

第 10 条

故障安心サービス（U）の月額使用料は、1 利用者回線ごとに月額 300 円（税抜）とします。

月額使用料の支払い額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

第 11 条

当社は故障安心サービス（U）の月額使用料を契約約款に基づく契約により利用者が支払う料金等に合算して請求します。

1. 利用者は月額使用料を別途、当社が指定する期日までに支払うものとします。
2. 故障安心サービス（U）の月額使用料は、本サービスの暦月途中の解約等があったとしても日割り計算はしないものとします。

第 12 条

当社は次の場合には、故障安心サービス（U）の適用を行わないものとします。

1. 利用者の故意又は重過失によって生じた故障、全損、水濡れ、紛失等（以下総称して「故障等」といいます）の場合。

- ・戦争、動乱、暴動等によって生じた故障等の場合
 - ・詐欺、横領等の犯罪によって生じた故障の場合
 - ・公共の機関による差し押さえ、没収等によって生じた故障等の場合
 - ・地震、噴火、火砕流、津波等の天災によって生じた故障等の場合
 - ・当社に虚偽の報告がなされていたことが明らかになった故障等
 - ・契約者が月額料金その他の債務の支払いを現に怠っている場合
 - ・対象端末の利用年数が著しく長く、当該対象端末に対する補償を行うことが難しい場合
2. 当社は故障安心サービス（U）の提供の遅延、変更、中断、停止もしくは終了、その他故障安心サービス（U）の利用ができないことにより利用者に損害が生じた場合でも、当社の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、一切の責任を負いません。
 3. 故障安心サービス（U）は対象端末の紛失等に起因する対象端末の不正利用によって利用者又は第三者に生じる損害を補償するものではありません。

別表 1

故障等の場合の修理代金の補償等
<p>対象端末は当社が指定するサービス取扱所に提示していただきます。</p> <p>対象端末に添付されている保証書の保証規定に定める無償保証の条件を満たしている場合は、無償保証が適用される場合があります。</p> <p>対象端末の修理・交換が困難な場合、同等機種との交換になります。</p> <p>無償修理以外の修理代金は下記の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全損・水漏れ以外の故障：5,000 円（税抜） ●全損・水漏れ・盗難・紛失：10,000 円（税抜） <p>※支払方法は宅配業者への代金引換に限るものとし、代金引換手数料（300 円（税抜））と合算して請求となります。</p> <p>※修理代金、代金引換手数料の支払い額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。</p> <p>紛失・盗難等、故障安心サービス（U）の適用時に当社が対象端末を確認できない場合は、警察署への届出を証明する書類等、当該事由を証明する書類等（以下、「証明書類等」といいます）を当社が指定するサービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>紛失・盗難に係る故障安心サービス（U）の適用を受けた場合、故障安心サービス（U）を適用した日起算して 6 か月を経過する日までの期間は再度紛失・盗難に係る故障安心サービス（U）の適用を受けることができません。</p> <p>対象端末又は証明書類等を提示いただけない場合、故障安心サービス（U）の適用外となります。</p> <p>当該対象端末が不当に修理・改造された形跡があると当社が認めた場合には、故障安心サービス（U）の適用外となります。</p> <p>故障安心サービス（U）の適用は対象端末の基板及び筐体（アンテナ除く）のみです。</p> <p>故障安心サービス（U）の適用にあたり交換した部品等については利用者への返還は行いません。</p> <p>対象端末内に記録された一切のデータについては利用者の責任においてバックアップ等の管理を行うものとし、当該データに起因する損害について当社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>故障安心サービス（U）の適用後、その対象が適用対象条件に該当しないことが判明した場合、その適用を取消し、当社が負担</p>

した金額について利用者に負担していただきます。